■ファーストコンタクトシート(問診票)

受付日付	•	受付番号	受付担当者	関与	
年 月	日			□無 □12条 □13条	€ □22条
<相談問診>					
1 相談者等					
氏 名					
住所					
連絡先	(自宅)		(携帯)		
相談者等					
氏 名					
住所					
連絡先	(自宅)		(携帯)		
2 相談者と空き	家所有都	1 等の関係			
□本人(□共有	者)□親	族 () □	〕地主 □その他()
3 空家等の所有	 有者				
建物	□被相続	長()□相談者 □3	空き家予備軍 □不明	
土地	□同上	□第三者	()□不明	
4 空き家の明約	H	□実家・親家	₹ □借家 □	隣家 □その他	
建物の所在・番地				地図番号	
構造	□木造	□鉄骨造	□ RC 造 □ そ	その他()
階数	□平家建	□ 2 階建	□ 3 階建	□(別棟有) 階建	棟
床面積	1階	m ⋅ 2 階	m 延床:	m 付属:	m [*]
土地の所在・地番					
土地の面積		m [*] 地 目	□宅地 □農地	□その他()
道路状況	□公道	(道路幅 4 m	以上 未満 r	 n)□私道()
	□位置指	旨定道路 □法	第42条第2項道	烙 □不明 □無道路	地
5 空き家の状況	7				
理由	□転居	□施設入居 □	〕入院 □所有者死亡	∶□その他()
空き家年数等	約	年 建築年	□昭和 24 年以	前 □昭和 55 年以前〔	□その他
室内の状況	家財等	□無□有	り 口借家(借家	家人物) □わからな	い
		□家電 □仏)
建物等の状況	□損傷無	乗し □一部損		シロアリ □樹木繁茂	·····································
	□全体的	りに損傷 □れ	からない □その(也()
ライフライン	□上水	□下水 □電	気 □ガス □浄イ	L槽 □NTT	
管理状況	□定期	(年・月 叵]) □不定期(年	回) □管理して	いない
苦情等の有無	□無	□有り(□隣	地 □自治会 内容		政指導

<相談記録>

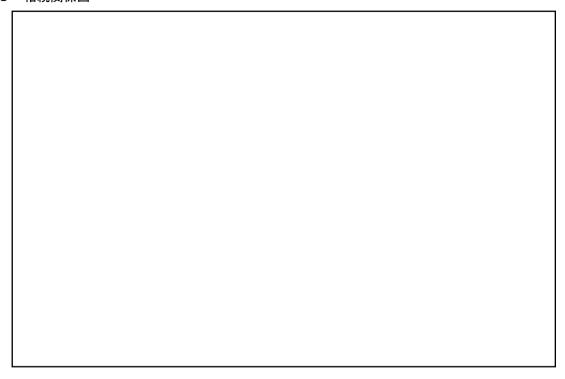
6 相談内容

相談内容	具体的内容(聞き取り内容)
①□予防	
②□整理、片付	
③□解体	
④□売却、賃貸	
⑤□相続	
⑥□後見・信託	
⑦□要望事項	
⑧□困りごと	
⑨□その他	

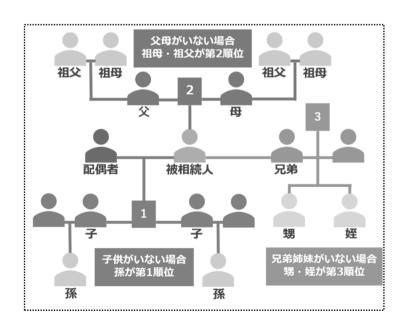
7 相談内容の課題(何:課題、誰に:専門職種)

相談内容の課題	専門職種名(士・業種)
	1 弁護士
	2司法書士
	3 行政書士
	4建築士
	5土地家屋調査士
	6税理士
	7 宅地建物取引士
	8不動産鑑定士
	9福祉関連
	10 解体業
	11 片付け(一般廃棄物)
	12 片付け(買取)
	13 その他・内部処理

8 相続関係図



※第一順位から確認し聞き取りをする。関係者ですでに亡くなっている場合は死亡年月日 を確認する。(亡くなった順位により相続人が変わることがあります)



_	ᆍᄝᅷᆍ	
9	調省坦	н

調査事項	収集情報	担当課等
不動産登記事項	□土地 □建物 □公図 □測量図 □建物図面	
固定資産税関係	□納税義務者証明書□通知証明書□課税証明書□名寄せ	
戸籍関係	□戸籍謄本 □住民票	
道路関係	□公道確認□私道 □道路幅 □水路幅 □建基法道路確認	
地域調査	□市街化区域□調整区域□用途地域□計画道路□建物制限	
農地関連「	□農地転用手続 □農地台帳 □農振地域(青地・白地)	
上下水道	□名義変更手続き □廃止手続き	
添付資料	□土地調査 □建物調査 ☑地図 □写真	

10 建物・土地登記簿調査内容

◇土地調査(□登記簿・固定資産台帳)

所在	地番	地目	地積	所有者
			m [*]	
			m²	
			m²	
			m [*]	

◇建物調査(□登記簿・固定資産台帳)

所在	種類・構造		床面積		所有者	他権利
		()階	m³		
		()階	m [*]		

11 担当課 対応 MEMO

関与	口無	□12条	□13 条	□15 条	□22 条	口支援法人	□専門家
関与内容							
外部支援							

◆ファーストコンタクト問診票(以下 FC 問診票)の活用法について

FC 問診票は空き家担当窓口職員が市民からの窓口や電話による「空き家に関する相談・通報・苦情」に戸惑うことなく対応できる「聞き取りシート」として活用してください。

最初の接触にて的確な情報収集(聞き取り)ができるように工夫がされています。すべての項目を聞き取る必要はありませんがポイントとなる部分については正確に聞き取り今後の対応に生かしていきます。受付日付、番号、担当者を記入し関与は空欄で始めます。

1 相談者等

相談にこられた方や電話をされている方の確認をします。相手が誰かにより対応が違います。 通報や苦情の電話で匿名を希望される方でも「守秘義務」を守るとの約束で聞き取りをして ください。

2. 相談者と空き家所有者等の関係

相談者が「空き家の所有者」や「共有者」でない親族(続柄)や地権者また、通報や苦情であればその他にチェックを入れます。

3. 空家等(建物と土地)の所有者

建物所有者が亡くなっている(被相続人)方の氏名、相談者本人や空き家予備軍のチェック 土地については建物と違う所有者(第三者:氏名)を聞き取ります。わからなければ不明

4. 空き家の明細

空き家の明細聞を聞き取るまえに実家・親家、借家、隣家、その他を確認する。ここでは「固 定資産税納税通知書」が手元にあればそれを参考に聞きとりします。ない場合は空き家の所 在、どんな建物があるか、近隣の状況が聞ければよい。道路については広い、狭い、道路が ないなどを聞き取る。床面積や土地の面積、地目はわかる範囲で。

5. 空き家の状況

空き家になった理由は必ず聞く(それにより対処法が変わることがある)。建物の状況は外部から覗えるが、室内は聞ける範囲で確認する。建物未登記物件であっても「固定資産税納税通知書」で確認できる。苦情の有無は必ず確認する。過去に苦情が来ていれば伝える。近隣とのトラブルを抱えかどうか合わせて聞き取る。通報・苦情ではどこから(どのような立場の人)、何が起きているのかを確認できればよい。

6. 相談内容

ここからは少しテクニックを要します。あらかじめ左側相談内容①から⑨までを脳裏に置きながら問診を行い(相談者が言っていること)チェックをいれる。具体的内容は相談内容に分けて整理しまとめる。ここでのポイントは相談者が思っていること知っていること(知ってほしくないことや身内のもめごと、自分に不利益になること)をすべて聞き取る。聴診に

徹すること。「ああする、こうする」結論を出す場ではない。言っていることの整理。 ※1から6までが相談者からの聞き取り(問診)欄 何か結論をもとめられても、折り返し 対応をさせていただくことにして一度応対を切る(電話を置く)。

7. 相談内容の課題

6 からの相談内容別に整理した具体的内容の課題整理とはなにか?現空き家の解消(最終着地点)にむけた課題(何をする)を列挙し、どの種の専門家・業者(誰が)に依頼するかを決めていく作業です。※■専門家業務一覧参照 「空家等総合相談員」の活用

8. 相続関係図

所有者が確定していれば相続関係図は不要ですが、建物や土地の名義人が被相続人のままで相続登記がされていない場合や相談者からの所有者がわからない、所有者がいない(不明)場合には関係図を作成する必要があります。過去何代も相続がされていないと相続人が多数存在する可能性があります。関係図ができても必ず専門家のチェックを受けてください。

9. 調查項目

調査事項を元に収集情報をどこの部署で収集できるのかを事前に確認(庁内照会)しておく ことや庁内協力体制が必要です。案件に行政が関与するには正確な調査が必要です。収集情 報についても何のための情報か理解して対応することが大切です。特に固定資産・戸籍関連 情報は個人情報に当たり収集・取り扱いには注意が必要です。

10. 建物・土地登記簿調査内容

不動産登記簿(現在は「全部事項証明書」)は公用申請にて取得が可能です。やみくもに取得するのではなく地図(公図又は 14 条地図)にて地番や道路、水路状況を確認してから取得します。建物が未登記の場合があります。現地を確認し固定資産台帳と照合し確定をします。登記があるものは口欄にチェックを入れます。※未登記や非課税物件の見落としに注意

11. 担当課 対応 MEMO

すべての案件に関与できません。何をもって(法的根拠)関与すべきかを担当課内で協議が必要です。関与しない(相談者自身が自主的に行う)判断や経過観察も大切な業務の一つです。ここでは空き家支援法人や協定先に任せる外部の支援(市町村と専門家の役割分担)についても協議します。